

千葉市特定保健指導及び利用勧奨業務委託契約検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉市特定保健指導及び利用勧奨業務委託契約（以下「契約」という。）に関する検討を行うため、千葉市特定保健指導及び利用勧奨業務委託契約検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 契約業者の選定に関すること。
- (2) その他契約に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 検討委員会の委員長および委員は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、その事務を総理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数の出席がなければ会議を開くことができない。
なお、委員長および各委員は必要に応じ代理の者を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(事務局)

第5条 検討委員会の事務局を、保健福祉局健康福祉部健康支援課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年1月12日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年1月11日から施行する。

別表

職	職名
委員長	健康福祉部長
委員	健康推進課長
〃	健康保険課長
〃	健康支援課長
〃	地域福祉課長